

生食輸発0729第1号
平成28年7月29日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産キムチの腸管出血性大腸菌 O103)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号（最終改正：平成28年7月28日付け生食輸発0728第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産キムチから腸管出血性大腸菌 O103を検出したことから、同通知中の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
キムチ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌 O103	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O26、O103、O111、O121、O145及び O157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 O103で汚染されているおそれがあるため。

を追加し、別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。